「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線
堤　通」を
「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線
堤　通
（ＥＴＣ）」に、
「横浜市道高速横浜環状北線　新横浜」を
「横浜市道高速横浜環状北線　新横浜
（ＥＴＣ）」に改める。

３　別添３中

「新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）」を
「新横浜（ＥＴＣ）（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）」に改める。

上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消の公告

令和７年９月中の上場会社等監査人名簿への登録又は登録抹消を受けた公認会計士・監査法人は、次のとおりにつき、公認会計士法第34条の34の11の規定により公告する。

令和７年９月29日　日本公認会計士協会

［登録］

登録者名称	登録年月日	登録番号
監査法人レキシコム	令和７年９月４日	第3120号

［登録抹消］

（該当事項なし。）

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年９月29日

出雲崎町長　仙海　直樹

１　対象となる特定空家等

所在地　新潟県三島郡出雲崎町大字木折町276番地
種　類　居宅・納屋
構　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
約154.13㎡

２　所有者等に命じる必要な措置の内容

１の建築物を除却及び敷地内残置物の撤去

３　措置を命じようとする事由

１の建築物について、屋根・外壁等の脱落、飛散等がみられ、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく、そのまま放置すれば倒壊のおそれがあり、通行人等に対する危険性が懸念されるため。

４　措置の期限　令和７年10月28日

期限までに所有者等による措置が行われない場合は、町長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「町長等」という。）が、当該措置を行う。当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

５　動産等の取扱い

町長等が当該措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、４の期限までに搬出し、７の問い合わせ先へ通知すること。

６　出雲崎町役場の掲示場への掲示

この公告の内容は、出雲崎町公告式条例（昭和32年６月20日制定）第２条第２項に規定する掲示場に掲示する。

７　問い合わせ先

出雲崎町総務課
電話0258―78―2290